

令和5年4月11日

保育所等設置者・施設長 様

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課長

保育第2課長

幼児教育担当課長

保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当課長

インフルエンザに係る登園許可証の取扱いの継続について

日頃より、本市の保育行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、令和4年11月8日付けで厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた保育所等における感染対策の徹底について」の通知が発出され、季節性インフルエンザに罹患した児童が登園を再開する際に、保護者に対し医療機関が発行する「登園許可証」等の提出を求めない旨が示されました。

このことにより、インフルエンザに罹患した児童が登園を再開する場合、保護者に対し「登園許可証」等の提出を求めない取扱いを暫定的に令和5年3月31日まで実施する案内をしておりましたが、令和5年4月1日以降も当面の間、この取扱いを継続することとしますので御承知おきください。なお、国から新たな取扱いが示された場合は、改めてお知らせいたします。

また、各施設におかれましては、感染拡大防止に向けた取組を継続していただくとともに、「保育所等における感染症ガイドライン」(厚生労働省)に示すインフルエンザ出席停止期間を確認のうえ、御対応くださいますようお願いいたします。

併せて、上記の取扱い及びインフルエンザ罹患時の登園停止等について、別紙の保護者向けのお知らせを作成したのでの配布又は施設内掲示等により、保護者の皆様への周知をお願いいたします。

<インフルエンザ罹患時の登園停止期間について>

◎発症後（発熱の症状が現れた日の翌日が1日目）5日を経過し、かつ解熱後（解熱した日の翌日が1日目）3日を経過するまで登園停止となります。

乳幼児（保育園・幼稚園など）インフルエンザ罹患時の発熱期間と登園開始日の目安												
		● 発熱 △ 解熱日 ○ 解熱後										
		0日目 発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
解熱に 要した 期間	2日間	●	●	△	○	○	○	登園 可能				
	3日間	●	●	●	△	○	○	○	登園 可能			
	4日間	●	●	●	●	△	○	○	○	登園 可能		
	5日間	●	●	●	●	●	△	○	○	○	登園 可能	
	6日間	●	●	●	●	●	●	△	○	○	○	登園 可能

- ※ 「発症当日」は発熱の症状が現れた日で、発症当日の翌日から「発症後 1 日目」と数えます。
- ※ 「解熱日」は解熱した日で、解熱日の翌日から「解熱後 1 日目」と数えます。
- ※ 一日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。
- ※ 本表の太線の枠内は登園停止期間となります。

参考：保育所における感染症対策ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/001071861.pdf>

【問合せ先】

(認可保育所の運営に関すること)

担当 川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育園等の運営等に関すること)

担当 川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第2課

電話 044-200-3128

(認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)の運営に関すること)

担当 こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

電話 044-200-3179

(公立保育所の運営に関すること)

担当 川崎市こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当

電話 044-200-2664